

日 時：平成 30 年 12 月 14 日（金） 14：00～17：20
場 所：北里大学薬学部 プラチナタワー11 階 3113 会議室
出席者：別記 1
配付資料：別記 2

○報告・協議事項

1. 平成 30 年度第Ⅱ期実務実習実施状況・実務実習の良い事例の報告

平成 30 年度第Ⅱ期実務実習に関わる各地区の報告書（資料 1）および、平成 30 年度第Ⅱ期実務実習の良い事例報告書（資料 2）を事前に中央調整機構委員会委員へ配付した。本報告書の内容について、特段の報告や意見は出されなかった。

平成 31 年度の第Ⅰ期実務実習が前倒しで来年 2 月から始まるため、平成 30 年度第Ⅲ期実務実習終了後の当該委員会は開催しないこととするが、実務実習に関わる各地区の報告書および良い事例報告書の提出を申し合わせた。

2. 第Ⅱ期での先行導入について

平成 30 年度第Ⅱ期実務実習報告書より、先行導入を実施しての意見を本部事務局で抜粋した（資料 3）。先行導入について、特段の報告や意見は出されなかった。

3. 平成 31 年度実務実習に向けて残っている課題、周知する事項について

平成 30 年度第Ⅱ期実務実習報告書より、課題と周知する事項を本部事務局で抜粋した（資料 4）。平成 31 年度第Ⅲ期実務実習終了後にアンケート調査（自己点検評価）が連絡会議において文科省により実施される。協議会も調査に協力することになると思うので、心積もりしておいて欲しいと本間代表理事が発言した。

また、今回初めて各地区からの報告書から課題と周知事項を抜粋し資料としたが、今後必要事項を抜粋しその内容について協議することになった。

4. 平成 31 年度実務実習割振り調整結果

資料 5-2、5-3 に基づき、割振り調整結果について各地区が報告した。ほとんどの地区は薬局→病院の順番でほぼ 100 パーセント調整済であるが、一部の大学において独自のスケジュールで実習を予定していることが報告された。本件について、対応を協議した。

<A 大学が病院→薬局の順番で実習を行うことについて>

A 大学は大学のカリキュラムの都合を理由に、病院→薬局の順番で実習を行うことを決めた（該当人数 100 名）。

■主な意見

- 地区調整機構に報告があったのは最近だったため、事前に相談して欲しかったと当該地区委員長が A 大学へ申し入れる。

- 概略評価は薬局→病院を前提として作成されている。ガイドラインには病院→薬局の順の実習も記載されているが、連絡会議などでの長期にわたる議論の結果、薬局→病院、11週ずつというスケジュールが決まったということを伝えるべき。
- 全国で統一しているのに、大学のカリキュラムの都合で変更することがあってはならないと思う。
- これまで長い時間をかけて連絡会議において協議し説明もしてきたにも関わらず、蓋を開けてみたらルールを守っていなかったと言うのは失礼な話である。
- 連絡会議や日本私立薬科大学協会に本件を挙げられないか。
- 文部科学省から直接大学に指導してほしい。

■結論

薬局→病院の順番で11週ずつ実習を行うというのは、連絡会議を始めとするさまざまな会議の場で全国の薬科大学・薬学部の間で申し合わせ事項となっている。平成31年度の割振りについてはこれからの変更は学生の不利益になるため致し方ないが、再来年以降は、薬局11週→病院11週の連続した実習にさせていただくよう当該地区調整機構より申し入れることになった。

<B大学が実習週を変則で行うことについて>

B大学は、「薬局4週→病院11週→薬局6週→病院1週（薬局10週、病院12週）」で実習を行うことを決めた（該当人数35名）。B大学は、学生数に対して施設数が多い地区にあるため、新しい試みとして良き教育のために実施したいとし、3年前からこの準備をしていた。また、文部科学省としては内容を承知しているとのことである。

■主な意見

- 当該地区調整機構および地区の職能団体は了承し、ふるさと実習を含め他大学の実習は円滑に行えるように割振りを完了している。
- アドバンストとしての実習は当然問題ないが、コアカリの部分（11週ずつの実習を薬局→病院の順番で行う）は守るべきである。
- 文部科学省の了承を得るという性質の案件ではないが、話があったことは承知している。（本件に限らず、意図と違う解釈によって文科省から了承を得たということになってしまうことを避けるため、回答は文書で行い、大学に対して適切な対応をしていただきたいと文部科学省への要望が出された。）
- 地区調整機構内の他の大学が了承しているのであれば、柔軟に対応してもよいのではないか。
- 県内で実習の割振りが完結しているため、11週ずつ実施するのであれば、変則的でもよいのではないか。
- 薬局11週と病院11週で連続して実習を行うというのは、強制力を持つものではない。
- 日本薬剤師会は、一薬局完結型を基本方針としている。（教育効果を考えてグループ化が必要な場合はグループを組むと言うことが新しい実習の考え方であるため、ガイドラインには書かれていない。）
- 大学の都合で、これまで準備してきた全国共通のルールを逸脱することは許されないのではないか。
- 新しい実習のスタートなので、足並みを揃えるべきではないか。最後の最後にこのような話が出

るのは遺憾である。

■結論

A 大学と同様に、平成 31 年度の割振りについてはこれからの変更は学生の不利益になるため致し方ないが、薬局 11 週→病院 11 週の連続した実習にさせていただくよう当該地区調整機構より申し入れることになった。

また、ふるさと実習について、ふるさと実習促進のため（薬局と病院セットでふるさと実習を行い、連続性を保つため）にも、全国的に調整の時期を揃えてほしいとの意見が出され、エントリーおよび施設決定の時期を若干早めることになった。

日本薬剤師会、日本病院薬剤師会からも、薬剤師の地域偏在の問題を解決するためにも、ぜひ地元に戻って実習を行っていただきたいとの発言があった。

5. 「長期実務実習に対する基本的な考え方」について

資料 6-1 および 6-2 について、日本病院薬剤師会と日本薬剤師会から特に修正の意見はなかった。

6. アドバンスワークショップの修了証の取り扱いについて

オブザーバーとして出席した須田顧問が、日本薬剤師研修センターにおいて、OBE のアドバンスワークショップの修了証を更新講習の受講証に代えることが承認されたと報告した。

資料 7-2 に基づき要領の変更点について説明した。AWS の修了証は地区調整機構委員長の発行するものに限られるため、資料 7-3 のひな型を使用することを改めて確認した。

タスクフォースを務めた場合も更新講習を受講したものとみなされることが決まった。タスクフォースより希望があった場合は、修了証（後日、ひな型を送信）の発行をお願いしたい。

また、大阪大学課題解決型高度医療人材養成プログラムの時期に実施された OBE の AWS についても、今回対象となっている AWS と対象も質も変わらないため、遡って修了証を発行できるように日本薬剤師研修センターへ申し入れて欲しいと平田業務執行理事が発言した。

薬学教育者ワークショップの受講資格の一つである、「薬剤師実務経験が、（中略）継続して 3 年以上（以下略）」について、育児休暇、産前産後休暇の考慮を再度日本薬剤師研修センターへ申し入れて欲しいと新田委員長が発言した。なお、この件については、以前、日本薬剤師研修センターより、労働問題とは絡めないため受講資格としては緩和しないとの回答を得ている。

7. その他

① 「第 1 回 薬学臨床教育ワークショップ：新しい実務実習を考える（案）」について

資料 8 に基づき、平田業務執行理事が説明した。

日本薬剤師会、日本病院薬剤師会から推薦された実務実習担当者及び大学教員が地区の代表として参加する計画だが、旅費を大学が負担するのか、あるいは調整機構が負担するのか等質問があった。また、開催時期（第 I 期の途中）は適切かどうか、日本薬剤師会と日本病院薬剤師会にも共催を依頼した方が良いのではないかなど意見が出された。

本案の改訂版を再度提出してもらうことになった。

なお、協議会の共催については、1 月の理事会に諮ることになっている。

② 実務実習の良い事例集について

資料 9-1、9-2 は、事務局で項目別に再編集した資料である。項目や振り分け等について、修正すべき点などがあれば指摘して欲しいと本間代表理事が依頼した（締め切り：1月末）。

本事例集は、協議会のウェブサイトに公開してほしいとの意見が出された。今後検討する。

③ 今後の中央調整機構委員会の開催日程について

本委員会は、来年度からⅡ期、Ⅲ期、Ⅳ期のそれぞれ終了後に開催することになった。

④ WEB システムについて

富士ゼロックスの WEB システムについて、今回から ID と PW を大学が取ることになり、大学としては対応が難しい。これまで通りゼロックスにリストを渡して入力してもらえないか、WEB システム検討委員会 木津委員長を通してゼロックスに申し入れて欲しいとの意見が多く、の地区から出された。早急にゼロックスに申し入れ、年内中に回答を得られるようにする。

⑤ 実習費について

消費税が 10%に引き上げられることに伴いどのように対応するか意見交換した。個々の施設で異なるため、これまで通り大学と施設の話し合いに任せることを確認した。

以上

別記1 第38回病院・薬局実務実習中央調整機構委員会出席者名簿

所属	出席者名 (敬称略)	出欠
北海道地区調整機構	宮本 篤	○
東北地区調整機構	小笠原 恵子	○
関東地区調整機構	伊東 明彦	○
	吉山 友二	○
北陸地区調整機構	新田 淳美	○
東海地区調整機構	脇屋 義文	○
近畿地区調整機構	橋詰 勉	欠
	濱口 常男	代理
中国・四国地区調整機構	二宮 昌樹	欠
九州・山口地区調整機構	原 周司	○
日本薬剤師会	田尻 泰典	○
	永田 泰造	○
日本病院薬剤師会	栗原 健	○
	石井 伊都子	欠
	渡邊 真知子	代理
日本保険薬局協会	原 正朝	○
薬学教育者ワークショップ実施委員会 (オブザーバー)	須田 晃治	○
薬学教育協議会本部	本間 浩	○
	平田 收正	○
	望月 正隆	○
文部科学省高等教育局医学教育課	福島 哉史	○
	光本 明日香	○
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課	中 雄一郎	○

別記 2 配付資料

<配付資料>

- 資料 1： 平成 30 年度第Ⅱ期実務実習に関わる各地区の報告書
 - 資料 2： 平成 30 年度第Ⅱ期実務実習の良い事例の報告書
 - 資料 3： 先行導入を実施しての意見（第Ⅱ期実習報告書より）
 - 資料 4： 平成 31 年度実務実習に向けて残っている課題、周知する事項（第Ⅱ期実習報告書より）
 - 資料 5-1： 連絡会議 今後の報告事項（案）
 - 資料 5-2： 平成 31 年度実務実習割り振り結果
 - 資料 5-3： 平成 31 年度ふるさと実習割り振り結果
 - 資料 6-1： 病院における長期実務実習に対する基本的な考え方
 - 資料 6-2： 6 年制薬局実習の受入薬局に対する基本的な考え方
 - 資料 7-1： 認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（2019.1.1 施行）日本薬剤師研修センターより
 - 資料 7-2： 認定実務実習指導薬剤師認定制度改正の要点（20181212 案）
 - 資料 7-3： アドバンスワークショップ修了証（20170501～）
 - 資料 8 第 1 回 薬学臨床教育ワークショップ：新しい実務実習を考える（案）
 - 資料 9-1： 平成 28 年度実務実習の良い事例集（再編集版）
 - 資料 9-2： 平成 29 年度実務実習の良い事例集（再編集版）
 - 資料 10： 2020 年度実務実習実施日程
- 第 37 回病院・薬局実務実習中央調整機構委員会議事録